

各市町村児童福祉主管課長 様  
（熊本市を除く。）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
子ども未来課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の防止については、首都圏のみならず全国的に感染が急拡大していることから、人流の抑制と感染を防ぐため、本県では8月8日（日）から9月12日（日）まで「まん延防止等重点措置」が適用され、対策を強化しているところです。

このような中、現在主流となっているデルタ株は感染力が非常に強く、子どもへの感染が増加し、本県でも複数の保育所等でクラスターが発生し、多くの職員及び園児への感染が確認されています。

その中には、職員のマスク着用が徹底されていないなど、対策が不十分であったことから、施設内での大規模なクラスターに繋がったと考えられる事例も発生しています。また、送迎バス等の空間は、児童が密になりやすく、換気やマスク着用について、特に留意することが必要です。

その他、一度感染が収束した施設において、一定期間が経過した後、再度、感染者が発生するケースも見られます。各施設においては、感染防止対策と保育の両立に大変苦慮いただいているところですが、できる限りの対策を適切に継続的に実施いただくことが肝要であると考えます。

このような状況を踏まえ、貴管内所在の児童福祉施設等（認可外保育所を含む。）に対して、再度、感染対策の徹底を周知していただくようお願いします。

なお、本県では、別添のとおり専門家による感染対策に関する相談や研修等への支援を行っておりますので、当事業を御活用いただき、施設内の感染防止対策の徹底に努めていただきますよう、併せてお願いします。

記

1 徹底をお願いしたい対策の例

- ① 職員及び園児の日々の健康状態（検温や症状等）の確認
- ② 職員及び園児は、体調不良時の登園・出勤を控え、速やかに医療機関を受診
- ③ 職員の感染防止（感染拡大地域への移動自粛、会食（飲酒）時におけるリスクの最小化等）
- ④ 園児の健康管理や家庭内感染の防止に向けた保護者への呼びかけ
- ⑤ 基本的な感染対策（職員のマスク着用や手指消毒等）の徹底

※マスクの着用については、厚生労働省発出「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについて（第十報）」の問18を参考に御対応ください。

## 2 熊本県感染症対策専門家派遣等支援事業の活用

別添、令和3年（2021年）7月29日付け健危管第628号「熊本県感染症対策専門家派遣等支援事業について（通知）」を参照のうえ、施設内の感染防止対策の徹底に御活用ください。

※厚生労働省

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについて（第十報）」

問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）
- 感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでフェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低い可能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
子ども未来課  
担当：吉田  
電話：096-333-2227